よくあるご質問

1　支援の内容について

（問１）どのような支援ですか？
（問２）どのような支援を受けられますか？
（問３）簡易なチューナーの機種やメーカーを選べますか？
（問４）経費の給付は、いつ実施した工事が対象ですか？
（問５）総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）や日本放送協会（ＮＨＫ）の助成制度の対象となる経費も給付してもらえますか？

2　支援対象世帯について

（問６）誰が支援を受けられますか？
（問７）帰還する住まいは、東京電力福島第一原子力発電所事故発生時の住まいと異なりますが、支援を受けられますか？
（問８）帰還する住まいには、地上デジタルテレビ放送対応テレビがあり地上デジタルテレビ放送を視聴できますが、もう一台のアナログテレビ用に簡易なチューナーを給付してもらえますか？
（問９）避難先の住まいで簡易なチューナーの給付を受けましたが、この支援を受けられますか？
（問 10）避難先の住まいで簡易なチューナーと個別アンテナなどの設置（改修）経費の給付を受けましたが、この支援を受けられますか？

3　支援の申込方法について

（問 11）申込方法を教えてください。
（問 12）申込みに際しては、支援の申込書のみを郵送すればよいのですか？
（問 13）申込みに際しては、支援の申込書に添える必要書類を用意するために手数料などがかかった場合は、手数料なども給付してくれますか？
（問 14）支援の申込書に添えて郵送した必要書類は、支援の後に返してもらえますか？
（問 15）経費の給付を受けるためには、どうすればよいですか？
（問 16）申込みはいつまでできますか？

4　支援の実施について

（問 17）支援の申込書と必要書類を郵送すれば、支援は受けられますか？

(問 18) 簡易なチューナーは、どのように給付されるのですか？
(問 19) 簡易なチューナーの配送先は指定できますか？
(問 20) 電器店などに個別アンテナの工事と簡易なチューナーの設置を依頼したいのですが、簡易なチューナーを受領する日を指定することはできますか？
(問 21) 簡易なチューナーの設置方法や操作方法がわかりません。どうすればよいですか？
(問 22) 簡易なチューナーの設置ができません。どうすればよいですか？
(問 23) 個別アンテナや屋内のケーブルなどの設置や改修が必要な場合は、どうすればよいですか？
(問 24) 工事を依頼する電器店などを紹介してもらえますか？

5　支援実施後のアフターケアについて

(問 25) 簡易なチューナーの操作方法がわかりません。どうすればよいですか？
(問 26) 簡易なチューナーが故障した場合はどうすればよいですか？
(問 27) 簡易なチューナーの保証期間は？
(問 28) 支援で設置（改修）した個別アンテナや屋内のケーブルなどに不具合が発生した場合、どうすればよいですか？

6　その他

(問 29) 簡易なチューナーが不要となった場合は、どうすればよいですか？

１　支援の内容について

（問１）
　どのような支援ですか？

（答１）
　東京電力福島第一原子力発電所事故発生時（平成 23 年３月 11 日）のお住まいの地域が、以下の規制区域の設定を受け、その設定が１か月以上継続していた世帯で、お住まいに帰還される世帯に対して、簡易な地上デジタルテレビ放送対応チューナー（以下「簡易なチューナー」といいます。）１台を無償で給付します。また、個別アンテナなどの設置や改修が必要な場合は、それらに必要な経費を給付します。
　なお、この支援は、規制区域の設定を受けた地域のお住まいで、地上デジタルテレビ放送を視聴できるようにするための支援ですので、規制区域の設定を受けた地域のお住まい以外の場所への支援は行いません。

警戒区域	計画的避難区域	帰還困難区域
居住制限区域	避難指示解除準備区域	特定避難勧奨地点
緊急時避難準備区域		

※　現在も多くの地域で居住が制限されていますが、規制が見直されれば、帰還して支援を受けることが可能となりますので、対象とする区域を広く設定しています。

（問２）
　どのような支援を受けられますか？

（答２）
　簡易なチューナーを１台無償で給付します。簡易なチューナーが１台あれば、お手持ちのアナログテレビ１台で地上デジタルテレビ放送を視聴できます。簡易なチューナーはお住まいに配送します。取扱説明書などを参照してご自身でも簡単に設置できます。

　簡易なチューナーの設置ができない場合、個別アンテナや屋内のケーブルなどの設置や改修が必要な場合は、お近くの電器店などに依頼してください。必要な経費を給付します。
　また、共同受信施設の工事やケーブルテレビの工事に必要な経費、加入に必要な経費も給付します。ただし、利用料金などの月々の料金は給付しません。

　必要な経費の給付は、お住まいにあるテレビ１台で地上デジタルテレビ放送を視聴できるようにするための必要最低限の額のみを給付します。複数のテレビで地上デジタルテレビ放送を視聴できるようにする工事の経費は給付しませんのでご注意ください。

（問３）
簡易なチューナーの機種やメーカーを選べますか？

（答３）
機種やメーカーは選べません。

（問４）
経費の給付は、いつ実施した工事が対象ですか？

（答４）
平成 23 年３月 11 日以降に開始し完了した工事が対象となります。

（問５）
総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）や日本放送協会（ＮＨＫ）の助成制度の対象となる経費も給付してもらえますか？

（答５）
地上アナログテレビ放送は個別アンテナで受信できていた地域であって、地理的な条件などにより地上デジタルテレビ放送が個別アンテナで受信できない地域のうち、「新たな難視地区」と特定された地域におけるケーブルテレビの工事や高利得アンテナの工事の経費は、デジサポやＮＨＫの補助や助成の対象となりますので、必ず受けてください。補助や助成を受けたあとの残りの経費をこの支援で給付します。

２　支援対象世帯について

（問６）
誰が支援を受けられますか？

（答６）
東京電力福島第一原子力発電所事故発生時（平成 23 年３月 11 日）のお住まいの地域が、以下の規制区域の設定を受け、その設定が１か月以上継続していた世帯で、お住まいに帰還される世帯です。なお、日本放送協会と放送受信契約を結んでいるか、支援の申込後に速やかに結ぶ必要があります。

警戒区域	計画的避難区域	帰還困難区域
居住制限区域	避難指示解除準備区域	特定避難勧奨地点
緊急時避難準備区域		

※　現在も多くの地域で居住が制限されていますが、規制が見直されれば、帰還して支援を受けることが可能となりますので、対象とする区域を広く設定しています。

（問７）
帰還する住まいは、東京電力福島第一原子力発電所事故発生時の住まいと異なりますが、支援を受けられますか？

（答７）
帰還されるお住まいの地域が、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る規制区域の設定を受けた地域であれば支援を受けられます。

（問８）
帰還する住まいには、地上デジタルテレビ放送対応テレビがあり地上デジタルテレビ放送を視聴できますが、もう一台のアナログテレビ用に簡易なチューナーを給付してもらえますか？

（答８）
この支援は、帰還されるお住まいにある１台のテレビで地上デジタルテレビ放送を視聴できるようにするための必要最低限の支援です。既に、帰還されるお住まいで地上デジタルテレビ放送を視聴できる場合は、支援は実施できません。

（問９）
避難先の住まいで簡易なチューナーの給付を受けましたが、この支援を受けられますか？

（答９）
帰還されるお住まいで地上デジタルテレビ放送が視聴できない場合でも、簡易なチューナーは給付しませんが、個別アンテナなどの設置（改修）に必要な経費の給付は受けられます。

（問 10）
避難先の住まいで簡易なチューナーと個別アンテナなどの設置（改修）経費の給付を受けましたが、この支援を受けられますか？

（答 10）
帰還されるお住まいで地上デジタルテレビ放送が視聴できない場合は、個別アンテナなどの設置（改修）に必要な経費の給付を受けられます。簡易なチューナーは給付しません。

3　支援の申込方法について

（問 11）
申込方法を教えてください。

（答 11）
支援の申込書に掲載されている注意事項などをよくご覧になり、支援の申込書に必要事項を記入のうえ必要書類（※）を添えて、支援の申込書といっしょに送付された返信用封筒（切手不要）に入れて、総務省　地デジチューナー支援実施センターに郵送してください。
支援の申込書は、総務省　地デジチューナー支援実施センターに連絡をいただければ郵送します。

（※）必要書類については、問 12 の答えを参照してください。

（問 12）
申込みに際しては、支援の申込書のみを郵送すればよいのですか？

（答 12）
支援の申込書に、東京電力福島第一原子力発電所事故発生時（平成 23 年３月 11 日）のお住まいの地域が、以下の規制区域の設定を受けたことを証明する公的機関が発行した書類を添付する必要があります。

警戒区域	計画的避難区域	帰還困難区域
居住制限区域	避難指示解除準備区域	特定避難勧奨地点
緊急時避難準備区域		

※　現在も多くの地域で居住が制限されていますが、規制が見直されれば、帰還して支援を受けることが可能となりますので、対象とする区域を広く設定しています。

規制区域の設定を受けたことを証明する公的機関が発行した書類とは、以下の書類のうち、支援の申込書に記入した氏名と規制区域が設定された地域のお住まいの住所が掲載されているものです。

- り災証明書、被災証明書、運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者健康福祉手帳、介護保険証などのコピー
- 住民票の写し
- 特定避難勧奨地点の設定を受けた場合は、市町村からの通知書のコピー

（問 13）
支援の申込書に添える必要書類（※）を用意するために手数料などがかかった場合は、手数料なども給付してくれますか？

（答 13）
給付できません。ご自身で負担してください。

（※）必要書類については、問 12 の答えを参照してください。

（問 14）
支援の申込書に添えて郵送した必要書類(※)は､支援の後に返してもらえますか？

（答 14）
送付された支援の申込書や必要書類はお返しできません。

（※）必要書類については、問 12 の答えを参照してください。

（問 15）
経費の給付を受けるためには、どうすればよいですか？

（答 15）
支援の申込書の経費の給付欄で希望ありを選択してください。

① 簡易なチューナーの給付希望もある場合
総務省　地デジチューナー支援実施センターから配送される簡易なチューナーの箱に同梱してある補助金申請書に必要事項を記入のうえ、領収書または請求書（原本)、工事内訳が分かる書類（原本)、工事時期が分かる書類（原本）を添付し、同封の返信用封筒（切手不要）で送付してください。なお、総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）や日本放送協会（ＮＨＫ）などから補助や助成を受けた場合は、それらの「額の確定通知書」も併せて送付してください。（※１）

② 簡易なチューナーの給付希望はない場合
支援の申込書などを郵送後に総務省　地デジチューナー支援実施センターから送付される補助金申請書に必要事項を記入のうえ、領収書または請求書（原本)、工事内訳が分かる書類（原本)、工事時期が分かる書類（原本）を添付し、同封の返信用封筒（切手不要）で送付してください。なお、総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）や日本放送協会（ＮＨＫ）などから補助や助成を受けた場合は、それらの「額の確定通知書」も併せて送付してください。（※１）

【注】①と②については､申込世帯から郵送された支援の申込書と必要書類(※２)

などにより、総務省　地デジチューナー支援実施センターで審査した結果、支援が決定した申込世帯の場合に限ります。

（※１）地上アナログテレビ放送は個別アンテナで受信できていた地域であって、地理的な条件などにより地上デジタルテレビ放送が個別アンテナで受信できない地域のうち、「新たな難視地区」と特定された地域におけるケーブルテレビの工事や高利得アンテナの工事の経費は、デジサポやＮＨＫの補助や助成の対象となりますので、必ず受けてください。補助や助成を受けたあとの残りの経費をこの支援で給付します。

（※２）必要書類については、問 12 の答えを参照してください。

（問 16）
申込みはいつまでできますか？

（答 16）
平成 26 年２月 28 日（金）（消印有効）をもって終了しました（※）。

（※）平成 26 年４月１日以降の申込みについては、平成 26 年度予算の成立が前提です。

４　支援の実施について

（問 17）
支援の申込書と必要書類（※）を郵送すれば、支援は受けられますか？

（答 17）
支援の申込書の記載内容と必要書類（※）の記載内容により審査を実施します。審査の結果、支援が決定した場合にのみ支援を受けられます。

（※）必要書類については、問 12 の答えを参照してください。

（問 18）
簡易なチューナーは、どのように給付されるのですか？

（答 18）
支援をすることが決定した世帯には、簡易なチューナーを宅配便で配送します。なお、配送経費のお支払いは不要です。

（問 19）
簡易なチューナーの配送先は指定できますか？

（答 19）
簡易なチューナーは避難先の住所または帰還される住所に配送します。支援の申込書においてどちらを希望するか選択してください。

（問 20）
電器店などに個別アンテナの工事と簡易なチューナーの設置を依頼したいのですが、簡易なチューナーを受領する日を指定することはできますか？

（答 20）
簡易なチューナーを受領する日は指定できません。簡易なチューナーを受領してから電器店などと工事の日程を調整してください。

（問 21）
簡易なチューナーの設置方法や操作方法がわかりません。どうすればよいですか？

（答 21）
総務省　地デジチューナー支援実施センターに電話でご連絡いただければ、電話でサポートします。なお、お住まいを訪問したサポートは実施できません。

（問 22）
簡易なチューナーの設置ができません。どうすればよいですか？

（答 22）
お近くの電器店などに依頼して設置してください。電器店などに依頼するに際しては、支援の申込書や簡易なチューナーといっしょに送付するリーフレット（電器店の皆さまへ）を、必ず電器店などに見せてください。このリーフレットは、給付できる経費などを説明したものです。それ以外の経費は給付できませんのでご注意ください。

（問 23）
個別アンテナや屋内のケーブルなどの設置や改修が必要な場合は、どうすればよいですか？

（答 23）
お近くの電器店などに依頼して実施してください。電器店などへの依頼に際しては、支援の申込書や簡易なチューナーといっしょに送付するリーフレット（電器店の皆さまへ）を、必ず電器店などに見せてください。このリーフレットは、給付できる経費などを説明したものです。

なお、給付する経費は、１台のテレビで地上デジタルテレビ放送を視聴できるようにするための工事の経費です。複数のテレビで地上デジタルテレビ放送を視聴できる

ようにするための工事の経費、ＢＳ放送などの地上デジタルテレビ放送以外の放送を視聴できるようにするための工事の経費は給付できません。

（問 24）
工事を依頼する電器店などを紹介してもらえますか？

（答 24）
電器店などの紹介はできません。ご自身で対応をお願いします。

5　支援実施後のアフターケアについて

（問 25）
簡易なチューナーの操作方法がわかりません。どうすればよいですか？

（答 25）
総務省　地デジチューナー支援実施センターに電話でご連絡いただければ、電話でサポートします。なお、お住まいを訪問したサポートは実施できません。

（問 26）
簡易なチューナーが故障した場合はどうすればよいですか？

（答 26）
メーカーに問い合わせてください。問い合わせ先は、簡易なチューナーの箱に同梱されている取扱説明書などに掲載されています。

（問 27）
簡易なチューナーの保証期間は？

（答 27）
給付した日から３年間です。

（問 28）
支援で設置（改修）した個別アンテナや屋内のケーブルなどに不具合が発生した場合、どうすればよいですか？

（答 28）
直接、工事を行った電器店などと対応してください。なお、修理にかかる経費は給付できません。

６　その他

（問 29）
簡易なチューナーが不要となった場合は、どうすればよいですか？

（答 29）
簡易なチューナーは、給付を受けてから５年間は譲渡、交換、貸し付け、担保、換金、廃棄などはできませんので、不要となった場合でも保管してください。保管することが困難な場合は、総務省　地デジチューナー支援実施センターにご相談ください。

給付を受けてから５年以内に譲渡、交換、貸し付け、担保、換金、廃棄などをしたことが発覚した場合は、給付を受けた簡易なチューナーの返還、返還不能な場合は、実費賠償していただきます。